

## まちなか再生推進事業

令和5年度に策定した「まちなか再生ビジョン」に基づき、令和6年以降の主な取組内容を抜粋し、そこから令和6年度に実施すべき柱と取組をまとめ、実行していく。

### ■主な取組内容からまとめた2つの柱

- ①空き物件(空き店舗・空き家・空き地)を効果的に活用し、まちなかの賑わいをつくる
- ②拠点施設の検討と実現に向けたロードマップの作成

### ■実現に向けた取り組み

- (1)相談窓口の継続・進化
  - ・魅力創造課におけるまちなかチャレンジ窓口の設置
  - ・まちなか施設での相談窓口の増設【業務委託】(新規)
- (2)相談者の支援体制の構築【業務委託】
  - ・相談者の夢の実現を深掘りするケース会議・人繋ぎの実施(新規)
- (3)空き物件の活用・流通促進【地域おこし協力隊の採用】
  - ・空き物件調査、カルテづくり、登記・相続処理支援、マッチングまでの仕組みづくり(新規)
  - ・空き物件活用促進に向けた所有者向けの啓発イベント等の企画・実施(新規)
  - ・空き物件流通促進に向けた補助の実施(新規)
- (4)金銭的支援(起業、事業拡大、集いの場づくり等の助成)
  - ・まちなかチャレンジ事業補助及び起業支援補助の実施
- (5)拠点施設の整備の検討
  - ・拠点施設の整備に向けた機能・場所等の検討と財源・運営手法等の確保などの検討(新規)
- (6)関係課との政策連携